

つながり応援事業助成金について

1 助成金額

「ふれあいネットワーク活動」および「ふれあい・いきいきサロン活動」を実施している場合、市社協（名古屋市福祉基金）より4万円

★助成を受け、年度終了時に余剰金がある場合は、余剰金の返還が必要となります。（※返還金の取り扱いは推進協と同様です。）

2 用途について

推進協が実施する以下の事業にかかる経費

- ・ふれあいネットワーク活動
- ・ふれあい・いきいきサロン活動

★事業終了後には報告書とともに領収書も添付していただきますので、領収書の保管をお願いします。

3 経理事務について

- ① 助成金の用途が分かるように、領収書を事業終了後3年間保管。
- ② 本会からの助成金交付通知書等の関係文書の一括保管。
- ③ **物品購入の取り扱いは推進協助成金と同様**

4 本会への報告について

申請後に代表者や口座名義などの変更があった場合はその旨をご連絡ください。

5 提出方法 推進協の取り扱いと同様

6 提出書類

- ① 令和2年度事業報告関係書類
- ② 令和3年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

- ・作成したチラシや周知文
- ・事業実施時の写真（数枚）
- ・領収書

（書類でのご提出の際は、事前に**推進協でコピー**をご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。）

※上記①②に添付する「ふれあいネットワーク活動内容（別紙1）」、①に添付する、「ふれあい・いきいきサロン活動内容（別紙2）」については、推進協助成金の加算対象として、報告・申請の際に提出していれば、提出の必要はありません。また、②に添付する「ふれあい・いきいきサロン活動内容（別紙2）」については**区社協加算事業以外のサロン**でご提出ください。

（既存学区）提出期限：5月14日（金）

※新規申請の場合は9月17日（金）